

山鹿市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月18日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第6号

山鹿市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成17年山鹿市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第6条第2項中「に掲示して」を「への掲示又はインターネットの利用その他の方法により」に改め、同条第4項中「書面」を「書面に」に改める。

第11条第2項中「山鹿市役所前の掲示板に掲示して」を「行政庁の事務所の掲示板への掲示又はインターネットの利用その他の方法により」に改める。

第21条の表中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号及び第21条の表の改正規定は、令和8年5月21日から施行する。